



結婚新生活 支援補助金 ずっと、もっと 郡上で着が大



補助金額

夫婦ともに 39 歳以下

夫婦ともに 29 歳以下

※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

お問い合わせ

郡上市役所 市長公室企画課



0575-67-1831



kikaku@city.gujo.lg.jp

郡上市 HP

申請を希望される方は

事前にご相談ください

補助対象

住居費および引越し費用

- ・新居となる住宅の購入、建築費
- ・リフォーム費
- ・住宅の賃料、礼金、敷金、共益費、仲介手数料 (賃料・共益費は上限3ヶ月分)
- ・引越しにかかった費用 (引越し業者または運送業者へ支払った費用)

対象世帯、対象経費の要件については

裏のチェックシートをご確認ください

郡上市結婚新生活支援補助金(令和6年度)対象

セルフチェックシート

以下の要件に当てはまる方は、補助対象となる可能性があります。



対象世帯

	 ○ 令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に婚姻届を提出している ○ 婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下である ○ 申請対象となる住居が郡上市内にある ○ 夫婦の両方、または一方が申請対象の住居に住民登録がある ○ 夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である 			
$\overline{\sqcap}$				
	●所得金額	①夫 ○ +	<u>円</u>	
		②妻	<u>円</u>	
	●奨学金返済額※所得証明書に対応する年の年間返済額	③夫 ○ =	<u> </u>	
	夫婦の所得額の合計(①+②-③-④)	4妻	円 円	
 (所得の確認方法) ○住民税を勤務先を通じて納付する方 →住民税・県民税の決定・変更通知書の「総所得金額」 給与所得のみの場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」でも確認できます ○上記以外の方 →市民税・県民税の納付通知書の総所得と他の所得(分離譲渡所得等)の合計 ○所得額が不明な場合は、税務課で発行する所得証明書で確認いただけます。 (手数料 300 円) 				
	夫婦ともに郡上市の市税・使用料等を滞納していない			
\sqcup	夫婦ともに2年以上市内に居住する意思がある			
	郡上市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない			
	過去に「結婚新生活支援補助金」を受けたことがない (他市町村での結婚新生活支援事業も含む)			
対象経費				
	住居費、引っ越し費用に対して他の公的補助を受けていない			
		ォーム、賃借に関する契約名義は夫婦のいずれかである		
住宅取得やリフォームについて、婚姻前に取得・契約したものは、取得日、				
契約日が婚姻日から遡って1年以内である				
┃ ┃ 費用の支払いは夫婦のいずれかである				